



佐賀県公報

平成21年
3月31日
(火曜日)
号外第9号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

教育委員会事項

教育職員免許状の更新に関する規則	(規則)二一
佐賀県立特別支援学校の就学区域に関する規則	(")三三
佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則	(")四二
佐賀県教育センターの管理に関する規則等の一部を改正する規則	(")五八
佐賀県教育財産管理規則の一部を改正する規則	(")六九
佐賀県市町立学校授業負担職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則	(")七九
教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則	(")八九
佐賀県視聴覚ライブラリー運営規則の一部を改正する規則	(")九二
佐賀県教育委員会公印規程等の一部を改正する訓令	(訓令甲)一〇二
教育庁専決規程の一部改正	(")一一三
佐賀県教育庁及び教育機関に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部改正	(")一二三
佐賀県教育庁等職員安全衛生管理規程の一部改正	(")一三四
佐賀県立学校職員安全衛生管理規程の一部改正	(")一四五

○ 教育委員会事項

教育職員免許状の更新に関する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県教育委員会

◎佐賀県教育委員会規則第二号

教育職員免許状の更新に関する規則

委員長 安 永 宏

(趣旨)

第一条 この規則は、教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)第二十条の規定に基づき、教育職員の免許状(以下「免許状」という。)(の更新に
関し必要な事項を定めるものとする。

(関係法令の略称)

第二条 この規則において、次の表の上欄に掲げる法令は、当該下欄のとおり
略称する。

上 欄	下 欄
教育職員免許法	免許法
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号)	改正法
教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)	施行規則
教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年文部科学省令第九号)	改正省令
免許状更新講習規則(平成二十年文部科学省令第十号)	更新講習規則
教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第十条第一項第六号の規定に基づき文部科学大臣が定める者に関する告示(平成二十年文部科学省告示第五十一号)	告示
佐賀県教育庁組織規則(昭和三十一年佐賀県教育委員会規則第十六号)	組織規則

(免許状の有効期間更新の申請)

第三条 免許法第九条の二第一項の規定により普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新を受けようとする者は、次に掲げる書類を佐賀県教育委員会(以下「免許管理者」という。)に提出しなければならない。

一 免許状の有効期間の更新を受けたことがない場合

イ 免許状更新講習の修了による場合

(1) 有効期間更新申請書(免許状更新講習の修了によるもの)(様式第一号)

(2) 免許状の写し(裏面の記載事項の写しを含む。以下同じ。)又は免許状授与証明書。ただし、有効期間の延長を行っている場合は、有効期間延長証明書

(3) 免許法第九条の二第三項に規定する免許状更新講習の課程を修了した者であることを証明する書類

ロ 免許状更新講習免除による場合

(1) 有効期間更新申請書(免許状更新講習免除によるもの)(様式第二号)

(2) 免許状の写し又は免許状授与証明書。ただし、有効期間の延長を行っている場合は、有効期間延長証明書

二 免許状の有効期間の更新を受けたことがある場合

イ 免許状更新講習の修了による場合

(1) 有効期間更新申請書(免許状更新講習の修了によるもの)(様式第一号)

(2) 前回の有効期間更新証明書。ただし、有効期間の延長を行っている場合は、有効期間延長証明書

(3) 免許法第九条の二第三項に規定する免許状更新講習の課程を修了した者であることを証明する書類

ロ 免許状更新講習免除による場合

(1) 有効期間更新申請書(免許状更新講習免除によるもの)(様式第二号)

(2) 前回の有効期間更新証明書。ただし、有効期間の延長を行っている場合は、有効期間延長証明書

(免許状の有効期間延長の申請)

第四条 免許法第九条の二第五項の規定により普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長を受けようとする者は、次に掲げる書類を免許管理者に提出しなければならない。

一 免許状の有効期間の更新を受けたことがない場合

イ 有効期間延長申請書(様式第三号)

ロ 免許状の写し又は免許状授与証明書。ただし、再度の延長申請を行う場合は、前回の有効期間延長証明書

二 免許状の有効期間の更新を受けたことがある場合

イ 有効期間延長申請書(様式第三号)

ロ 前回の有効期間更新証明書。ただし、再度の延長申請を行う場合は、前回の有効期間延長証明書

(更新講習の修了確認の申請)

第五条 改正法附則第二条第二項の規定により免許状更新講習の修了確認を受けようとする者は、次に掲げる書類を免許管理者に提出しなければならない。

一 免許状更新講習の修了確認を受けたことがない場合

イ 更新講習修了確認申請書(様式第四号)

ロ 免許状の写し又は免許状授与証明書。ただし、修了確認期限の延期を行っている場合は、修了確認期限延期証明書

ハ 免許法第九条の二第三項に規定する免許状更新講習の課程を修了した者であることを証明する書類

二 免許状更新講習の修了確認を受けたことがある場合

イ 更新講習修了確認申請書(様式第四号)

ロ 前回の更新講習修了確認証明書。ただし、修了確認期限の延期を行っている場合は、修了確認期限延期証明書

ハ 免許法第九条の二第三項に規定する免許状更新講習の課程を修了した者であることを証明する書類

(更新講習の修了確認期限延期の申請)

第六条 改正法附則第二条第四項の規定により免許状更新講習の修了確認期限

の延期を受けようとする者は、次に掲げる書類を免許管理者に提出しなければならない。

一 免許状更新講習の修了確認を受けたことがない場合

イ 修了確認期限延期申請書（様式第五号）

ロ 免許状の写し又は免許状授与証明書。ただし、再度の修了確認期限の

延期を行う場合は、前回の修了確認期限延期証明書

二 免許状更新講習の修了確認を受けたことがある場合

イ 修了確認期限延期申請書（様式第五号）

ロ 更新講習修了確認証明書。ただし、再度の修了確認期限の延期を行う

場合は、前回の修了確認期限延期証明書

（更新講習免除の認定）

第七条 改正法附則第二条第五項に規定する免許状更新講習の免除の認定を受

けようとする者（告示第一号及び第二号の規定に該当する者を除く。）は、次に掲げる書類を免許管理者に提出しなければならない。

一 免許状更新講習の修了確認を受けたことがない場合

イ 免許状更新講習免除申請書（様式第六号）

ロ 免許状の写し又は免許状授与証明書。ただし、有効期間の延長を行っ

ている場合は、有効期間延長証明書

二 免許状更新講習の修了確認を受けたことがある場合

イ 免許状更新講習免除申請書（様式第六号）

ロ 前回の更新講習修了確認証明書。ただし、修了確認期限の延期を行っ

ている場合は、修了確認期限延期証明書

第八条 改正法附則第二条第五項に規定する免許状更新講習の免除の認定を受けようとする者（告示第一号又は第二号の規定に該当する者に限る。）は、次に掲げる書類を免許管理者に提出しなければならない。

一 告示第一号の規定に該当する者

イ 免許状更新講習免除申請書（予備講習によるもの）（様式第七号）

ロ 免許状の写し又は免許状授与証明書。ただし、修了確認期限の延期を行っていない場合は、修了確認期限延期証明書

ハ 告示第一号に規定する当該告示の実施前に文部科学大臣が指定した講習の開設者が発行する当該講習の課程の修了に関する証明書

二 告示第二号の規定に該当する者

イ 免許状更新講習免除申請書（予備講習によるもの）（様式第七号）

ロ 免許状の写し又は免許状授与証明書。ただし、修了確認期限の延期を

行っている場合は、修了確認期限延期証明書

ハ 告示第二号に規定する当該告示の実施前に文部科学大臣が指定した講習の開設者が発行する当該講習の課程の一部の履修に関する証明書

二 免許法第九条の二第三項に規定する免許状更新講習の課程を修了した

者であることを証明する書類

（更新講習の修了確認の申請）

第九条 改正法附則第二条第七項の規定により免許状更新講習の修了確認を受

けようとする者は、次に掲げる書類を免許管理者に提出しなければならない。

一 免許状更新講習の修了確認を受けたことがない場合

イ 更新講習修了確認申請書（修了確認期限を経過したもの）（様式第八号）

ロ 免許状の写し又は免許状授与証明書。ただし、修了確認期限の延期を

行っている場合は、修了確認期限延期証明書

ハ 免許法第九条の二第三項に規定する免許状更新講習の課程を修了した

者であることを証明する書類

二 免許状更新講習の修了確認を受けたことがある場合

イ 更新講習修了確認申請書（修了確認期限を経過したもの）（様式第八号）

ロ 前回の更新講習修了確認証明書。ただし、修了確認期限の延期を行っていない場合は、修了確認期限延期証明書

ハ 免許法第九条の二第三項に規定する免許状更新講習の課程を修了した

者であることを証明する書類

(修了確認義務を課す県市町教育委員会の職員)

第十条 改正省令附則第三条第二号の規定に基づき免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

一 佐賀県教育委員会の教育長、副教育長、指導主事、社会教育主事、管理主事又は学校教育若しくは社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務を所掌する組織規則第二条第一項に規定する課の長若しくは同規則第五条の二第一項に規定する室の長

二 市町教育委員会の職員のうち、前号に相当する職にある者

三 前二号に定める者のほか、佐賀県及び市町教育委員会(以下「県市町教育委員会」という。)の職員のうち、前二号に定める者に準ずるものとして佐賀県教育委員会教育長が別に定めるもの

(修了確認義務を課す教育の職)

第十一条 改正省令附則第三条第三号の規定に基づき免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

一 県、市町又は国立大学法人佐賀大学の職員として在職している者であつて、講習を受講することが必要なものとして佐賀県教育委員会教育長が別に定めるもの

二 佐賀県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校を設置する学校法人の理事

(更新講習を受講することができる県市町教育委員会の職員)

第十二条 更新講習規則第九条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

一 佐賀県教育委員会の教育長、副教育長、指導主事、社会教育主事、管理主事又は学校教育若しくは社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務を所掌する組織規則第二条第一項に規定する課の長若しくは同規則第五条の二第一項に規定する室の長

二 市町教育委員会の職員のうち、前号に相当する職にある者

三 前二号に定める者のほか、県市町教育委員会の職員のうち、前二号に定める者に準ずるものとして佐賀県教育委員会教育長が別に定めるもの

(更新講習を受講することができる教育の職)

第十三条 更新講習規則第九条第一項第三号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

一 県、市町又は国立大学法人佐賀大学の職員として在職している者であつて、講習を受講することが必要なものとして佐賀県教育委員会教育長が別に定めるもの

二 佐賀県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校を設置する学校法人の理事

(県市町教育委員会における更新講習の免除対象者)

第十四条 免許法施行規則第六十一条の四第二号及び改正省令附則第十条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

一 佐賀県教育委員会の教育長、副教育長、指導主事、社会教育主事、管理主事又は学校教育若しくは社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務を所掌する組織規則第二条第一項に規定する課の長若しくは同規則第五条の二第一項に規定する室の長

二 市町教育委員会の職員のうち、前号に相当する職にある者

三 前二号に定める者のほか、県市町教育委員会の職員のうち、前二号に定める者に準ずるものとして佐賀県教育委員会教育長が別に定めるもの

(学校法人等における更新講習の免除対象者)

第十五条 免許法施行規則第六十一条の四第四号及び改正省令附則第十条第一項第四号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

一 県、市町又は国立大学法人佐賀大学の職員として在職している者であつて、講習を受講することが必要なものとして佐賀県教育委員会教育長が別に定めるもの

二 佐賀県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校を設置

する学校法人の理事

(優秀教員表彰受賞による更新講習の免除対象者)

第十六条 免許法施行規則第六十一条の四第五号及び改正省令附則第十条第一項第五号に規定する表彰は、学校における学習指導、生徒指導等に関する功績が特に顕著である個人に対する表彰で、有効期間の満了の日又は修了確認期限までの十年間に表彰されたものであつて、次に掲げるものとする。

一 文部科学大臣表彰

二 前号に定めるものに準ずるものとして佐賀県教育委員会教育長が別に定めるもの

(免許状の写し)

第十七条 この規則の規定による申請に要する免許状の写しを提出するときは、原本と相違ない旨の所轄庁等又は所属長の証明を受けるものとする。ただし、現に教育職員でない者は、免許状の写しのほか、免許状の原本を添付するものとする。

(免許状更新に関する証明書の発行)

第十八条 免許状更新に関する証明書の発行を申請する者は、教育職員免許状更新に関する証明書発行申請書(様式第九号)を免許管理者に提出しなければならない。

(補則)

第十九条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、佐賀県教育委員会教育長が別に定める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

※	※
---	---

有効期間更新申請書 (免許状更新講習の修了によるもの)

佐賀県教育委員会 様

平成 年 月 日

(フリガナ 氏 名) Ⓜ	生年月日	昭和・平成	年	月	日	生
本籍地	現住所			電話		
勤務校・機関					職名	

* 職名、勤務校・機関は、記入できない場合は不要。

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有効期間の更新を申請します。

記

1 有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地
	第 号				
	第 号				
	第 号				
	第 号				
	第 号				

* 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

2 修了又は履修した免許状更新講習

事 項	開 設 者	修了 (履修) 年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校内外における連携協力についての理解に関する事項		平成 年 月 日	/
教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項		平成 年 月 日	教 ・ 養 ・ 栄
		平成 年 月 日	教 ・ 養 ・ 栄
		平成 年 月 日	教 ・ 養 ・ 栄

* 「対象免許種」には、教諭 (幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭) 免許状に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入 (複数に○印を記入することも可能)。

佐賀県収入証紙ちょうふ欄	備考 1 ※の欄は記入しないでください。 2 手数料は佐賀県収入証紙で納入してください。
--------------	--

様式第2号 (第3条関係)

※	※
---	---

有効期間更新申請書 (免許状更新講習免除によるもの)

佐賀県教育委員会 様

平成 年 月 日

(フリガナ 氏名) Ⓜ	生年月日 昭和・平成 年 月 日 生
本籍地	現住所
勤務校・機関	電話
	職名

* 職名、勤務校・機関は、記入できない場合は不要。

私は、下記2の免許状を有しており、下記1のとおり教育職員免許法施行規則第61条の4に規定する者に該当するため、教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づき、免許状更新講習の受講を免除の上で有効期間の更新を申請します。

記

1 免除事由 : _____
* 表彰を受けたことによる場合には、表彰名、表彰を行った団体名、表彰年月日を記入してください。

2 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地
	第 号				
	第 号				
	第 号				
	第 号				
	第 号				

* 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

〔証明者記入欄〕

上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の4に規定する者に該当する。

平成 年 月 日

機関名

職 名

氏 名

印

佐賀県収入証紙ちょうふ欄	備考 1 ※の欄は記入しないでください。 2 手数料は佐賀県収入証紙で納入してください。
--------------	--

様式第 3 号 (第 4 条関係)

※	※
---	---

有 効 期 間 延 長 申 請 書

佐賀県教育委員会 様

平成 年 月 日

(フリガナ 氏 名) Ⓔ	生年月日 昭和・平成 年 月 日 生
本籍地	現住所
勤務校・機関	電話
	職名

* 職名、勤務校・機関は、記入できない場合は不要。

私は、下記 1 のとおり教育職員免許法第 9 条の 2 第 5 項及び教育職員免許法施行規則第 61 条の 5 に規定する事由に該当するため、教育職員免許法第 9 条の 2 第 5 項及び教育職員免許法施行規則第 61 条の 6 の規定に基づき、下記 2 の免許状の有効期間について平成 年 月 日まで延長を受けることを申請します。

記

1 延長事由 : _____ (平成 年 月 日～平成 年 月 日)

2 有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地
	第 号				
	第 号				
	第 号				
	第 号				
	第 号				

* 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

3 延長前の有効期間満了日 : 平成 年 月 日

〔証明者記入欄〕

上記の者は、教育職員免許法施行規則第 61 条の 5 に規定する者に該当する。

平成 年 月 日

機関名

職 名

氏 名

印

佐賀県収入証紙ちょうふ欄	備考 1 ※の欄は記入しないでください。 2 手数料は佐賀県収入証紙で納入してください。
--------------	--

様式第 4 号 (第 5 条関係)

※	※
---	---

更新講習修了確認申請書

佐賀県教育委員会 様

平成 年 月 日

(フリガナ) 氏 名 ㊦	生年月日 昭和・平成 年 月 日 生
本籍地	現住所
勤務校・機関	電話
	職名

* 職名、勤務校・機関は、記入できない場合は不要。

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 98 号）附則第 2 条第 2 項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年文部科学省令第 9 号）附則第 9 条第 1 項の規定に基づき、更新講習修了確認を受けることを申請します。

記

1 有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地
	第 号				
	第 号				
	第 号				
	第 号				
	第 号				

* 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

2 修了又は履修した免許状更新講習

事 項	開 設 者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校内外における連携協力についての理解に関する事項		平成 年 月 日	/
教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項		平成 年 月 日 平成 年 月 日 平成 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

* 「対象免許種」には、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭）免許状に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入（複数に○印を記入することも可能）。

佐賀県収入証紙ちょうふ欄	備考 1 ※の欄は記入しないでください。 2 手数料は佐賀県収入証紙で納入してください。
--------------	--

様式第 5 号 (第 6 条関係)

※	※
---	---

修了確認期限延期申請書

佐賀県教育委員会 様

平成 年 月 日

(フリガナ) 氏 名 ㊦	生年月日 昭和・平成 年 月 日 生	
本籍地	現住所	電話
勤務校・機関		職名

* 職名、勤務校・機関は、記入できない場合は不要。

私は、下記 2 の免許状を有しており、下記 1 のとおり教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年文部科学省令第 9 号）附則第 7 条に規定する事由に該当するため、同法附則第 9 条第 1 項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 98 号）附則第 2 条第 4 項の規定に基づき、平成 年 月 日まで修了確認期限の延期を受けることを申請します。

記

1 延期事由 : _____ (平成 年 月 日～平成 年 月 日)

2 有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地
	第 号				
	第 号				
	第 号				
	第 号				
	第 号				

* 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

3 延期前の修了確認期限日 : 平成 年 月 日

〔証明者記入欄〕

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年文部科学省令第 9 号）附則第 7 条に規定する事由に該当することを証明する。

平成 年 月 日

機関名
職 名
氏 名

印

佐賀県収入証紙ちょうふ欄	備考 1 ※の欄は記入しないでください。 2 手数料は佐賀県収入証紙で納入してください。
--------------	--

様式第 6 号 (第 7 条関係)

※	※
---	---

免許状更新講習免除申請書

佐賀県教育委員会 様

平成 年 月 日

(フリガナ) 氏 名 ㊦	生年月日	昭和・平成	年	月	日	生
本籍地	現住所			電話		
勤務校・機関				職名		

※ 職名、勤務校・機関は、記入できない場合は不要。

私は、下記 2 の免許状を有しており、下記 1 のとおり教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年文部科学省令第 9 号）附則第 10 条第 1 項に規定する者に該当するため、同法附則第 9 条第 1 項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 98 号）附則第 2 条第 5 項の規定に基づき、免許状更新講習の受講の免除を受けることを申請します。

記

1 免除事由 : _____
 ※ 表彰を受けたことによる場合には、表彰名、表彰を行った団体名、表彰年月日も記入してください。

2 有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地
	第 号				
	第 号				
	第 号				
	第 号				
	第 号				

※ 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

 [証明者記入欄]

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年文部科学省令第 9 号）附則第 10 条第 1 項に規定する者に該当する。

平成 年 月 日

機関名
職 名
氏 名

印

佐賀県収入証紙ちょうふ欄	備考 1 ※の欄は記入しないでください。 2 手数料は佐賀県収入証紙で納入してください。
--------------	--

様式第 7 号 (第 8 条関係)

※	※
---	---

免許状更新講習免除申請書 (予備講習によるもの)

佐賀県教育委員会 様

平成 年 月 日

(フリガナ 氏 名) ㊦	生年月日 昭和・平成 年 月 日 生
本籍地	現住所
電話	
勤務校・機関	職名

* 職名、勤務校・機関は、記入できない場合は不要。

私は、下記 1 の免許状を有しており、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成 20 年文部科学省令第 9 号) 附則第 10 条第 1 項に規定する者に該当するため、同法附則第 9 条第 1 項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 98 号) 附則第 2 条第 5 項の規定に基づき、免許状更新講習の受講の免除を受けることを申請します。

記

1 有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地
	第 号				
	第 号				
	第 号				
	第 号				
	第 号				

* 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

2 修了又は履修した免許状更新講習

事 項	開 設 者	修了 (履修) 年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	
教科指導・生徒指導その他教育の充実にに関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教 ・ 養 ・ 栄 教 ・ 養 ・ 栄 教 ・ 養 ・ 栄

* 「対象免許種」の欄には、教諭 (幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭) 免許状に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入 (複数に○印を記入することも可能)。

佐賀県収入証紙ちょうふ欄	備考 1 ※の欄は記入しないでください。 2 手数料は佐賀県収入証紙で納入してください。
--------------	--

様式第 8 号 (第 9 条関係)

※	※
---	---

更新講習修了確認申請書 (修了確認期限を経過したもの)

佐賀県教育委員会 様

平成 年 月 日

(フリガナ 氏 名)	Ⓔ	生年月日	昭和・平成	年	月	日	生
本籍地	現住所		電話					
勤務校・機関			職名					

* 職名、勤務校・機関は、記入できない場合は不要。

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 98 号)附則第 2 条第 7 項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成 20 年文部科学省令第 9 号)附則第 9 条第 1 項の規定に基づき、更新講習修了確認を受けることを申請します。

記

1 有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地
	第 号				
	第 号				
	第 号				
	第 号				
	第 号				

* 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

2 修了又は履修した免許状更新講習

事 項	開 設 者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校内外における連携協力についての理解に関する事項		平成 年 月 日	/
教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項		平成 年 月 日 平成 年 月 日 平成 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

* 「対象免許種」には、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭)免許状に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入(複数に○印を記入することも可能)。

佐賀県収入証紙ちょうふ欄	備考 1 ※の欄は記入しないでください。 2 手数料は佐賀県収入証紙で納入してください。
--------------	--

様式第 9 号 (第 17 条関係)

※	※
---	---

教育職員免許状更新に関する証明書発行申請書

佐賀県教育委員会 様

平成 年 月 日

(フリガナ) 氏 名 ㊦	生年月日 昭和・平成 年 月 日 生
本籍地	現住所
勤務校・機関	電話
	職名

※ 職名、勤務校・機関は、記入できない場合は不要。

次の理由により下記の教育職員免許状更新に関する証明書の発行を申請します。

理 由 _____

必要とする証明書の種類及び部数

- ・有効期間更新証明書 _____ 部
- ・有効期間延長証明書 _____ 部
- ・更新講習修了確認証明書 _____ 部
- ・修了確認期限延期証明書 _____ 部
- ・更新講習免除証明書 _____ 部

記

有する教育職員免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地
	第 号				
	第 号				
	第 号				
	第 号				
	第 号				

※ 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

佐賀県収入証紙ちょうふ欄	備考 1 ※の欄は記入しないでください。 2 手数料は佐賀県収入証紙で納入してください。
--------------	--

佐賀県立特別支援学校の就学区域に関する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

●佐賀県教育委員会規則第三号

佐賀県立特別支援学校の就学区域に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、佐賀県立特別支援学校(以下「特別支援学校」という。)の就学区域について必要な事項を定めるものとする。

(就学区域)

第二条 特別支援学校(次項に規定するものを除く。附則第二項において同じ。)の就学区域は、別表のとおりとする。

2 次に掲げる特別支援学校の就学区域は、県全域とする。

一 佐賀県立盲学校

二 佐賀県立ろう学校

(就学することができる特別支援学校)

第三条 学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第十四条第二項の規定による学齢児童又は学齢生徒を就学させるべき特別支援学校の指定は、その保護者の住所の属する就学区域(以下「所属就学区域」という。)の特別支援学校の小学部又は中学部に行うものとする。

(入学の志願等)

第四条 特別支援学校の幼稚部又は高等部に入学(転入学及び編入学を含む。以下同じ。)しようとする者又は在学する者は、所属就学区域の特別支援学校の幼稚部又は高等部に志願し、又は在学しなければならない。

(就学又は入学の志願等の特例)

第五条 特別支援学校に就学し、若しくは入学しようとする者又は在学する者

で、やむを得ない事情のあるものは、前二条の規定にかかわらず、佐賀県教育委員会の許可を得て所属就学区域外の特別支援学校に就学し、若しくは入学し、又は在学することができる。

(勧告)

第六条 特別支援学校の校長は、この規則に抵触する生徒のあった場合には、本人及びその保護者に対し、速やかに適宜の措置をとるよう勧告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第二条第一項の規定にかかわらず、特別支援学校の就学区域は、この規則の施行の日から平成二十一年三月三十一日までの間は表一のとおりとし、平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間は表二のとおりとする。

表一

学 校	障害種別	部	就 学 区 域
佐賀県立金立養護学校	肢体不自由	小学部 中学部 高等部	佐賀市、鳥栖市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町及びみやき町
佐賀県立大和養護学校	知的障害	小学部 中学部 高等部	佐賀市、小城市、神崎市及び吉野ヶ里町
佐賀県立北部養護学校	知的障害 肢体不自由	小学部 中学部 高等部	唐津市、多久市及び玄海町
佐賀県立伊万里養護学校	知的障害	小学部 中学部 高等部	唐津市、多久市、伊万里市、武雄市北部、玄海町及び有田町
		小学部 中学部 高等部	伊万里市、武雄市北部及び有田町

表一

佐賀県立中原養護学校		佐賀県立大和養護学校		佐賀県立伊万里養護学校		佐賀県立北部養護学校		佐賀県立金立養護学校		佐賀県立中原養護学校		佐賀県立大和養護学校		佐賀県立伊万里養護学校		佐賀県立北部養護学校		佐賀県立金立養護学校			
分校	本校	知的障害	知的障害	知的障害	知的障害	知的障害	知的障害	知的障害	知的障害	知的障害	知的障害	知的障害	知的障害	知的障害	知的障害	知的障害	知的障害	知的障害	知的障害	知的障害	
小学部	小学部	小学部	小学部	小学部	小学部	小学部	小学部	小学部	小学部	小学部	小学部	小学部	小学部	小学部	小学部	小学部	小学部	小学部	小学部	小学部	
鳥栖市及び基山町	県全域	上峰町及びみやき町	武雄市、鹿島市、嬉野市、大町、江北町、白石町及び太良町	伊万里市及び有田町	唐津市、多久市、伊万里市、玄海町及び有田町	唐津市、多久市及び玄海町	佐賀市、鳥栖市、小城市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町及びみやき町	佐賀市、小城市、神埼市及び吉野ヶ里町	佐賀市、鳥栖市、小城市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町及びみやき町												

別表(第一条関係)

佐賀県立中原養護学校		佐賀県立大和養護学校		佐賀県立伊万里養護学校		佐賀県立北部養護学校		佐賀県立金立養護学校	
分校	本校	知的障害	知的障害	知的障害	知的障害	知的障害	知的障害	知的障害	知的障害
小学部	小学部	小学部	小学部	小学部	小学部	小学部	小学部	小学部	小学部
鳥栖市及び基山町	県全域	上峰町及びみやき町	武雄市、鹿島市、嬉野市、大町、江北町、白石町及び太良町	伊万里市及び有田町	唐津市、多久市、伊万里市、玄海町及び有田町	唐津市、多久市及び玄海町	佐賀市、鳥栖市、小城市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町及びみやき町	佐賀市、小城市、神埼市及び吉野ヶ里町	佐賀市、鳥栖市、小城市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町及びみやき町

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

●佐賀県教育委員会規則第四号

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則

佐賀県教育庁組織規則（昭和三十一年佐賀県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「第五条の三」を「第七条」に改め、同条を第二十一条とする。

第十二条の二第一項中「第七条、第七条の二、第七条の四及び前条」を「第十三条、第十四条及び第十七条」に改め、同条第二項中第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、第六号を第二号とし、第七号を削り、第八号を第三号とし、第九号を削り、同条を第二十条とする。

第十二条を削り、第十一条を第十九条とする。

第十条の二中「第五条の三」を「第七条」に改め、同条の表の企画主査の項中「県立学校再編整備室」を「学校再編・新太良高校準備室」に、「県立学校の整備計画に関する調査及び企画事務」を「県立学校の整備計画に関する調査及び企画並びに新設高校に関する事務」に改め、同条を第十八条とし、同条の前に次の一条を加える。

第十七条 企画・経営グループ、課及び室に係長を置くことができる。

2 係長は、上司の命を受けて、企画・経営グループ、課又は室の分掌事務の一部を処理する。

第十条中「第五条の三」を「第七条」に改め、同条の表の企画主幹の項中「県立学校再編整備室」を「学校再編・新太良高校準備室」に、「県立学校の整備計画に関する調査及び企画事務」を「県立学校の整備計画に関する調査及び企画並びに新設高校に関する事務」に改め、同条を第十六条とし、同条の前に次の二条を加える。

第十四条 企画・経営グループ及び課に副課長を置くことができる。

2 副課長は、企画・経営グループ長又は課長を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。

一 企画・経営グループ又は課の分掌事務を整理し、企画・経営グループ長又は課長不在のときは、その職務を代行する。

二 上司の命を受けて、企画・経営グループ長又は課長が特に命ずる事務を

掌理する。

第十五条 室に副室長を置くことができる。

2 副室長は、室長を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。

一 室の分掌事務を整理し、室長不在のときは、その職務を代行する。

二 上司の命を受けて、課長が特に命ずる事務を掌理する。

第七条の三から第九条までを削る。

第七条の二第一項中「課」を「企画・経営グループ、課及び室」に改め、同条第二項中「その課」を「企画・経営グループ、課又は室」に改め、同条を第十三条とし、同条の前に次の一条を加える。

第十二条 室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、その室の分掌事務を掌理する。

第七条第一項中「および副課長」を削り、同条第四項を削り、同条を第十一条とし、同条の前に次の二条を加える。

第九条 教育庁に教育庁危機管理・広報監を置くことができる。

2 教育庁危機管理・広報監は、上司の命を受けて、危機管理及び広報に関する事務を掌理する。

第十条 企画・経営グループに企画・経営グループ長を置く。

2 企画・経営グループ長は、上司の命を受けて、企画・経営グループの分掌事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第六条を第八条とし、第五条の三を第七条とする。

第五条の二第一項中「県立学校再編整備室」を「学校再編・新太良高校準備室」に改め、同条を第六条とする。

第四条及び第五条を削る。

第三条の見出しを「課の分掌事務」に改め、同条の総務課の分掌事務中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、同条の教育政策課の分掌事務に次の二号を加える。

六 校長及び教員の研修に関する事

七 市町立学校の学級編制の同意に関する事
 第三条の学校教育課の分掌事務の第五号を次のように改める。

五 県立学校（特別支援学校を除く。）の入試事務に関する事

第三条の社会教育・文化財課の分掌事務第十九号を第二十号とし、第十五号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 世界遺産のうち文化財に関する事

第三条の体育保健課の分掌事務の第一号中「指導」の下に「及び」を加え、同課の分掌事務の第二号中「社会体育の」を「競技スポーツの普及及び」に改め、同課の分掌事務の第三号中「レクリエーションの普及」を「生涯スポーツの普及及び振興」に改め、同課の分掌事務の第五号中「保健」の下に「安全」を加え、同条を第五条とし、同条の前に次の一条を加える。

（企画・経営グループの分掌事務）

第四条 企画・経営グループの分掌事務は、次のとおりとする。

一 教育庁各課の施策の総合調整に関する事

二 教育庁及び教育機関（学校を除く。）並びに第二十条第一項の規定により置かれた職への指導及び助言に関する事

三 教育庁及び教育機関（学校を除く。）の組織、定数及び職員の任免その他人事に関する事

四 予算編成に関する事

五 教育委員会の会議に関する事

六 教育に関する法制審議に関する事

七 広聴に関する事

八 教育長が特に命ずる事務に関する事

九 その他教育長の教育庁経営の補佐に関する事

第二条を第三条とする。

第一条中「および」を「及び」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（企画・経営グループ）

第二条 教育庁の本庁に企画・経営グループを置く。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

佐賀県教育センターの管理に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

◎佐賀県教育委員会規則第五号

佐賀県教育センターの管理に関する規則等の一部を改正する規則

（佐賀県教育センターの管理に関する規則等の一部改正）

第一条 次に掲げる規則の規定中「三日」を「五日」に改める。

一 佐賀県教育センターの管理に関する規則（昭和五十四年佐賀県教育委員会規則第五号）第十一條第六号

二 佐賀県立図書館の管理に関する規則（昭和三十七年佐賀県教育委員会規則第四号）第十一條第六号

三 佐賀県立博物館処務規則（昭和五十八年佐賀県教育委員会規則第五号）第九條第三号

四 佐賀県立美術館処務規則（昭和五十八年佐賀県教育委員会規則第六号）第九條第三号

五 佐賀県立名護屋城博物館の管理に関する規則（平成五年佐賀県教育委員会規則第三号）第九條第三号

（佐賀県立九州陶磁文化館の管理に関する規則の一部改正）

第二条 佐賀県立九州陶磁文化館の管理に関する規則（昭和五十五年佐賀県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条中「総務課」を「企画総務課」に改める。

第六条第三項中「総務課長」を「企画総務課長」に改める。
第十条第六号中「三日」を「五日」に改める。

(佐賀県立佐賀城本丸歴史館の管理に関する規則の一部改正)

第三条 佐賀県立佐賀城本丸歴史館の管理に関する規則(平成十六年佐賀県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「館長」の下に「及び副館長」を加える。

第九条第三号中「三日」を「五日」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

佐賀県教育財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

◎佐賀県教育委員会規則第六号

佐賀県教育財産管理規則の一部を改正する規則

佐賀県教育財産管理規則(昭和四十一年佐賀県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三条の表の第三条第一項の項中「出納長」を「出納局長」に改め、同表の第十六条第三項の項中「第十九条第二項及び第三項」を「第十九条の二第二項及び第三項」に改め、同表の第十八条の項の次に次のように加える。

第十九条

行政財産

教育財産

第三条の表の第十九条第一項の項中「第十九条第一項」を「第十九条の二第一項」に改め、同表の第十九条第二項の項中「第十九条第二項」を「第十九条の二第二項」に改め、同表の第十九条第三項の項中「第十九条第三項」を「第十九条の二第三項」に改め、同表の第十九条第四項の項中「第十九条第四項」

を「第十九条の二第四項」に改め、同表の第三十七条の項中「出納長」を「出納局長」に改める。

別表第一の注中「任器畑」を「任器畑」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

佐賀県市町立学校県費負担職員職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

◎佐賀県教育委員会規則第七号

佐賀県市町立学校県費負担職員職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県市町立学校県費負担職員職の設置等に関する規則(昭和四十六年佐賀県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。
第一条中「第五条の二」を「第六条」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

◎佐賀県教育委員会規則第八号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則(平成二年佐賀県教育委員会規則第十二号)の

一部を次のように改正する。
 第二条の表の教育職員免許法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十九号）の項の次に次のように加える。

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）
 平成十九年改正法

第三条第十項を第十二項とし、第九項を第十一項とし、第八項を第十項とし、同条第七項第一号中「受けていた」を「受けている」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「証明する書類」の下に「及び免許法第九条の三第一項に規定する免許状更新講習の課程を修了したことを証明する書類」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項中「証明する書類」の下に「及び免許法第九条の三第一項に規定する免許状更新講習の課程を修了したことを証明する書類」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「証明する書類」の下に「及び免許法第九条の三第一項に規定する免許状更新講習の課程を修了したことを証明する書類」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項を第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 免許法第十六条の二第二項、第十六条の三第三項、第十六条の四第四項又は第十七条第二項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、前項に掲げる書類のほか、免許法第九条の三第一項に規定する免許状更新講習の課程を修了したことを証明する書類を授与権者に提出しなければならない。
 第三条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 免許法第五条第二項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、前項に掲げる書類のほか、免許法第九条の三第一項に規定する免許状更新講習の課程を修了したことを証明する書類を授与権者に提出しなければならない。
 い。

第四条第二項第一号、第二号及び第四号から第七号まで並びに同条第三項中「免許状の写し」を「免許状を有することを証明する書類」に改め、同条第五

項中「免許状の写し」を「免許状を有することを証明する書類」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 免許法附則第十八項に規定する検定を受けて同項の表の第一欄に定める免許状の授与を受けようとする者は、第一項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、同表の第二欄に定める基礎資格を有することを証明する書類、同表の第三欄に定める実務成績証明書及び同表の第四欄に定める単位を修得したことを証明する書類を授与権者に提出しなければならない。

6 前各項の規定により免許状の授与を受けようとする者で免許法第六条第四項に該当する者は、前各項に定める書類のほか、免許法第九条の三第一項に規定する免許状更新講習の課程を修了したことを証明する書類を授与権者に提出しなければならない。

第五条中「第五条第二項」を「第五条第三項」に改める。
 第八条第一項中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改め、同条第七号中「免許状の写し」を「当該免許状を有することを証明する書類」に改める。
 第十条中「免許状の写し」を「免許状を有することを証明する書類」に改める。

第十一条第二号中「免許状の写し」を「免許状を有することを証明する書類」に改め、同条第四号中「免許を」を「資格を」に、「当該免許状の写し」を「同表の第二十条から第二十条の五までに規定する所要資格を得た者であることを証明する書類」に改める。

第十二条第四号中「教員免許状の写し又は当該教員免許状の授与を受けたことを証明する書類」を「教員免許状を有することを証明する書類」に改める。
 第十三条第二項中「紛失の事実を客観的に証明することができる者の証明（罹災証明等）」を「紛失届（様式第十三号の二）」に改める。

第二十六条中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。
 別表第九の第一号の表中

同表の備考一中「及び備考三」を削る。
別表第九の第二号の表中

第三欄	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目
-----	-----------------	------------------------

に改め、

第三欄	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	第四欄	総合演習
-----	-----------------	------------------------	-----	------

を

同表の備考二を削る。
別表第九の第二号の表中

第三欄	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目
-----	-----------------	------------------------

に改め、

第三欄	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	第四欄	総合演習
-----	-----------------	------------------------	-----	------

を

同表の備考中「及び備考三」を削る。
様式第一号中

本籍	都・道・府・県	勤務先
現住所		

を

第三欄	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目
-----	-----------------	------------------------

に改め、

第三欄	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	第四欄	総合演習
-----	-----------------	------------------------	-----	------

を

同表の備考中「及び備考三」を削る。
別表第九の第四号の表中

第三欄	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目
-----	-----------------	------------------------

に改め、

第三欄	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	第四欄	総合演習
-----	-----------------	------------------------	-----	------

を

本籍	都・道・府・県	勤務先	
現住所		電話	

「 印」

「 様式第八号中 「経験について」 や 「経験について、勤務機関名、職名等を」
 記載の欄に記入する。

様式第八号中

上記のとおり副申する。

平成 年 月 日

所属長 印

を

上記のとおり副申する。

平成 年 月 日

所属名
所属長 印

「 印」

様式第八号中

上記のとおり診断する。

平成 年 月 日

住所
医師の氏名 印

を

上記のとおり診断する。

平成 年 月 日

医療機関名
所在地
医師氏名 印

「 印」

様式第八号中

上記のとおり副申する。

平成 年 月 日

所属長 印

を

上記のとおり副申する。

平成 年 月 日

所属名
所属長 印

「 印」

様式第八号中

佐賀県教育委員会様

所属長 印

を

<p>「佐賀県教育委員会様 所属名 所属長 印 〒 「第5条第3項」および「第5条第4項」の旨を 様式第7号中 福田 孝雄様 「下記の教科」の次は、「事項又は領域」を記入し、「(教科名)」を「(教科、事項又は領域名)」とし、 この免許状は教育職員免許法第9条第2項の規定により佐賀県においてのみ効力を有する。 有効期間の満了日 年 月 日 様式第10号 佐賀県教育委員会様 学校長又は園長 印</p>	<p>「佐賀県教育委員会様 学校名又は園名 学校長又は園長 印 〒 様式第11号の旨 福田 孝雄様 「下記の教科」の次は、「事項又は領域」を記入し、「(教科名)」を「(教科、事項又は領域名)」とし、 この免許状は教育職員免許法第9条第2項の規定により佐賀県においてのみ効力を有する。 有効期間の満了日 年 月 日 様式第11号の旨 佐賀県教育委員会様 学校長又は園長 印</p>
<p>「佐賀県教育委員会様 学校名又は園名 学校長又は園長 印 〒 様式第11号の旨 福田 孝雄様 「下記の教科」の次は、「事項又は領域」を記入し、「(教科名)」を「(教科、事項又は領域名)」とし、 この免許状は教育職員免許法第9条第2項の規定により佐賀県においてのみ効力を有する。 有効期間の満了日 年 月 日 様式第11号の旨 佐賀県教育委員会様 学校長又は園長 印</p>	<p>「佐賀県教育委員会様 学校名又は園名 学校長又は園長 印 〒 様式第11号の旨 福田 孝雄様 「下記の教科」の次は、「事項又は領域」を記入し、「(教科名)」を「(教科、事項又は領域名)」とし、 この免許状は教育職員免許法第9条第2項の規定により佐賀県においてのみ効力を有する。 有効期間の満了日 年 月 日 様式第11号の旨 佐賀県教育委員会様 学校長又は園長 印</p>

佐賀県教育委員会様

住所

を

佐賀県教育委員会様

住所

(電話)

に

番	号

を

番	号
番	号
番	号
番	号
番	号

に改める。

様式第十三号中

現住所
(電話)

を

現住所
(電話)

に

番号

を

番号

番号

番号
番号
番号
番号

「授与条件」や「授与権者」に於いて「3 紛失(破損・汚損)の異田(紛失の場合は、紛失に至る顛末を詳細に記入してください。)」や「症例」様式第十三号の次に次の一様式を加える。

様式第13号の2 (第13条関係)

教育職員免許状紛失届

私は、下記のとおり教育職員免許状を紛失しましたので届け出ます。
 なお、発見した場合には、速やかに返納することを誓約いたします。

平成 年 月 日

現住所

氏 名 ㊟

記

1 紛失した日時及び場所

2 紛失したときの状況

3 紛失した免許状

免許状の種類	教科、事項 及び領域名	番 号	授与年月日	授与権者
		第 号		
		第 号		
		第 号		
		第 号		

様式第十四号B

「 現住所 _____ を
」

「 現住所 _____ 電話 _____
」

「 理由 _____ を
」

理由 1.就業のため 2.資格取得のため
3.その他 ()
」

「 教科」は「教科、事項又は領域」に定める。
様式第十四号B

佐賀県教育委員会様
所属長 印
を

佐賀県教育委員会様
所属名 _____
所属長 印 _____
に定める。

様式第十四号Bを次のように定める。

4 担任しようとする主幹教諭等の履歴及び担任の理由

主幹教諭 等 氏 名	履 歴			担 任 の 理 由
	最終卒業学校	勤務学校	教職年数	

5 学校の学級編成、免許教科別教員数及び総時間数（免許法上、当該学校で担任可能な全ての所有免許について記入してください。）

学級編成		免 許 教 科 別 教 員 数 及 び 総 時 間 数								
学年	学級数	教科名	教員数	総時間数	教科名	教員数	総時間数	教科名	教員数	総時間数
1		国 語			外国語 (英)			農 業		
		社 会 (中学校教諭)			地 理 歴 史			工 業		
2		数 学			公 民			商 業		
		理 科			美 術			福 祉		
3		音 楽			工 芸			宗 教		
		保 健 体 育			書 道					
4		技 術			看 護					
		家 庭			情 報					
計										

(記載上の注意)

- この申請書は、2通提出してください。
- 許可申請は、主幹教諭、指導教諭及び教諭に限ります。
- 4の「勤務学校」欄は、前任校及び前々任校を記入し、「担任の理由」欄は、詳細に記入してください。
- 5の「教員数」欄は、免許教科ごとに、免許状を所有している教員数を記入（複数の免許を所有している場合は、それぞれの免許教科欄に計上）し、「総時間数」欄は、各教科ごとに、それぞれ全学級の週授業時間数の合計を記入してください。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

佐賀県視聴覚ライブラリー運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

◎佐賀県教育委員会規則第九号

佐賀県視聴覚ライブラリー運営規則の一部を改正する規則

佐賀県視聴覚ライブラリー運営規則(平成七年佐賀県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第六条及び第七条を削り、第八条を第六条とする。

様式を削る。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

◎佐賀県教育委員会訓令第一号

本 庁

教育事務所

教育機関

佐賀県教育委員会公印規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

佐賀県教育委員会公印規程等の一部を改正する訓令

(佐賀県教育委員会公印規程の一部改正)

第一条 佐賀県教育委員会公印規程(昭和六十三年佐賀県教育委員会訓令第

一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第十五号を第十八号とし、第八号から第十四号までを三号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の三号を加える。

八 教育庁危機管理・広報監印

九 教育庁企画・経営グループ印

十 教育庁企画・経営グループ長印

第二条の二第一項中「課」を「企画・経営グループ、課」に改め、同条第二項中「課名」を「企画・経営グループ名、課名」に改める。

第四条中「課長は」の下に「、企画・経営グループ」を加える。別表の副教育長印の項の次に次のように加える。

教育庁危機管理・広報監印	佐賀県教育庁危機管理・広報監印	22	〃
教育庁企画・経営グループ印	佐賀県教育庁企画・経営グループ印	24	教育庁企画・経営グループ長
教育庁企画・経営グループ長印	佐賀県教育庁企画・経営グループ長印	22	〃

様式第一号、様式第二号及び様式第三号中「課(教育事務所、教育機関)名」を「所属名」に改める。

様式第四号中「課(教育事務所、教育機関)名」を「所属名」に改める。

様式第五号及び様式第六号中「課(教育事務所、教育機関)長」を「所属名」に改める。

様式第七号中「課(教育事務所、教育機関)名」を「所属名」に改める。

様式第八号中「課(教育事務所、教育機関)長印」を「所属長印」に改める。

様式第九号中「猫(遊冊滄平、遊冊藤廻)加」を「平圃加」に改める。
 (佐賀県教育委員会が管理する歴史的公文書の保存等に関する規程の一部改正)

第二条 佐賀県教育委員会が管理する歴史的公文書の保存等に関する規程(平成二年佐賀県教育委員会訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二条第一項」を「第二条及び第三条第一項」に改め、同条第三号中「第二条第二項」を「第三条第二項」に改め、同条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 企画・経営グループ長 組織規則第二条に規定する企画・経営グループの長をいう。

第三条第一項中「第五十三条第一項」を「第四十九条第一項」に、「第四十八条第四項」を「第四十四条第四項」に、「第四十七条第二項ただし書」を「第四十三条第二項ただし書」に改め、同条第二項中「本庁」を「企画・経営グループ長、本庁」に改め、「第五十二条」を「第四十八条第一項」に改め、同条第三項中「本庁」を「企画・経営グループ長、本庁」に改める。

(佐賀県教育委員会電子署名規程の一部改正)

第三条 佐賀県教育委員会電子署名規程(平成十四年佐賀県教育委員会訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号を第十三号とし、第四号から第十一号を一号ずつ繰り下げ、同条第三号中「第二条第二項」を「第三条第二項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「第七条の三第一項」を「第十二条第一項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「佐賀県教育庁組織規則(昭和三十一年佐賀県教育委員会規則第十六号。以下「組織規則」という。)(第二条第一項)」を「組織規則第三条第一項」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前

一 企画・経営グループ長 佐賀県教育庁組織規則(昭和三十一年佐賀県教育委員会規則第十六号。以下「組織規則」という。)(第二条に規定する企画・経営グループの長をいう。

第三条第一項中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 企画・経営グループ長

第五条第一項中「本庁各課」を「企画・経営グループ、本庁各課」に改める。

別表の教育委員会、教育委員会委員長、教育委員会委員長職務代理者、教育長及び教育長職務代理者の鍵情報等格納媒体の項の次に次のように加える。

企画・経営グループ長の
鍵情報等格納媒体

企画・経営グループ長

(佐賀県教育庁等職員安全衛生管理規程の一部改正)

第四条 佐賀県教育庁等職員安全衛生管理規程(平成六年佐賀県教育委員会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第十六号」の下に「。以下「組織規則」という。」を加え、「第二条第一項」を「第二条及び第三条第一項」に改め、同条第四号中「佐賀県教育庁組織規則第二条第二項」を「組織規則第三条第二項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「佐賀県教育庁組織規則第二条第一項」を「組織規則第三条第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 企画・経営グループ 組織規則第二条に規定する企画・経営グループをいう。

第三条(見出しを含む。)、第四条、第九条第一項から第四項まで、第十五条から第十八条まで、第二十二條第一項及び第二項、第二十四条、第二十五条第二項、第二十六条第二項、第二十七第一項及び第二項並びに第二十八条

中「課」を「企画・経営グループ、課」に改める。

附則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

●佐賀県教育委員会訓令甲第二号

本 庁

教育事務所

教育庁専決規程（平成七年佐賀県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

第十九条を第二十五条とし、第十八条を第二十四条とする。

第十七条中「前三条」を「第十八条から前条まで」に改め、同条を第二十三条とする。

第十六条を第二十二條とし、同条の前に次の二条を加える。

（教育庁危機管理・広報監の代決者）

第二十条 教育庁危機管理・広報監が専決することができる事務については、教育庁危機管理・広報監が不在のときは、当該事務を担当する課長（組織規則

第二十条第二項に関する事務については、組織規則第二十条第一項の規定に基づき置かれた副課長）がその事務を代決することができる。

（企画・経営グループ長の代決者）

第二十一条 企画・経営グループ長が専決することができる事務について、企画・経営グループ長が不在のときは、副課長がその事務を代決することができる。

きる。

第十五条の二中「（教育庁の企画調整及び経営に関する事務については、組織規則第十二条の二第一項の規定に基づき置かれた副課長）」を削り、同条を第十

九条とする。

第十五条を第十八条とし、第十四条を第十七条とする。

第十三条中「前十条」を「第三条から前条まで」に改め、同条を第十六条とする。

第十二条を第十五条とし、第十一条を第十四条とし、第十条を第十三条とする。

第九条中第八号から第十号までを削り、第十一号を第九号とし、第十三号から第十四号までを二号ずつ繰り上げ、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加え、同条を第十二条とする。

六 生涯スポーツの普及及び振興に関する事。

第八条を削り、第七条を第十一条とする。

第六条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号から第十五号までを二号ずつ繰り上げ、第十六号を削り、第十七号を第十四号とし、第十八号を第十五号とし、同条を第十条とする。

第五条の二中第五号を第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六 佐賀県就学指導委員会に関する事務を処理すること。

第五条の二中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 教職員の研修に関する事。

第五条の二に次の一号を加え、同条を第九条とする。

八 市町立学校の学校編制の同意に関する事。

第五条を第八条とする。

第四条中第九号から第十五号までを削り、第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 文書の收受、発送、調査、整理及び保存に関する事。

第四条に次の十四号を加え、同条を第七条とする。

十 学校予算の配当に関する事。

十一 校舎その他の建築物の営繕、保全の計画及び指導に関する事。

十二 高木瀬職員宿舎の維持管理に関する事。

十三 公立学校施設実態調査に関する事。

十四 産業教育設備の整備に関する事。

十五 県立学校校内LAN機器の整備に関する事。

十六 県立学校教育用コンピュータ設備の整備に関する事。

十七 県立学校の授業料及び授業料減免に関する事。

十八 県立学校の財務指導に関する事。

十九 義務教育費国庫負担金の事務に関する事。

二十 義務教育諸学校現員現給等調査に関する事。

二十一 佐賀県育英資金の貸付けに関する事。

二十二 教育関係公益信託に関する事。

二十三 災害復旧に関する事務を処理する事。

第三条第一項中「課長」を「企画・経営グループ長、課長」に改め、同項第五号中「三日」を「五日」に改め、同条第二項中「課長」を「企画・経営グループ長及び課長」に改め、同条第六条とし、同条の前に次の二条を加える。

(教育庁危機管理・広報監専決事項)

第四条 教育庁危機管理・広報監は、教育長が定めるものを専決することができる。

(企画・経営グループ長専決事項)

第五条 企画・経営グループ長は、次に掲げるものを専決することができる。

一 職員の補職の任免に関する事。

二 職員の心身の故障による休職処分に関する事。

三 職員(本庁課長及びこれに相当する職以上の職にある職員を除く。)の諸願処理に関する事。

四 職員の賠償責任の有無及び賠償額の決定について監査を求める事。

五 職員の賠償責任に係る処分に対し不服申立てがある場合の処理に関する事。

こと。

六 職員団体業務専従に係る職務専念の義務の免除及び専従休暇の許可に関する事。

七 服務についての指示に関する事(例規的なものを除く。)

八 職員の任用について人事委員会と協議する事。

九 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成二十二年法律第五十号)及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)に基づく職員の派遣に関する事。

十 管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十四号)第二条の規定により組織(学校を除く。)の改廃等を人事委員会に通知する事。

第二条の二を第三条とする。

第二条第五号を同条第九号とし、同条第四号中「第十二条第一項」を「第七条第一項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第三号の二中「第二条」を「第三条第一項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号中「佐賀県教育庁組織規則(昭和三十一年佐賀県教育委員会規則第十六号。次号において「組織規則」という。)(第二条)」を「組織規則第三条第一項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第二号の次に次の三号を加える。

三 副教育長 佐賀県教育庁組織規則(昭和三十一年佐賀県教育委員会規則第十六号。以下「組織規則」という。)(第八条)に規定する副教育長をいう。

四 教育庁危機管理・広報監 組織規則第九条に規定する教育庁危機管理・広報監をいう。

五 企画・経営グループ長 組織規則第十条に規定する企画・経営グループ長をいう。

第二条に次の一号を加える。

十 教職員 教育委員会の所管に属する学校に勤務する一般職に属する地方公務員をいう。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

●佐賀県教育委員会訓令甲第三号

本 庁

教 育 事 務 所

教育機関（学校を除く。）

佐賀県教育庁及び教育機関に勤務する職員の勤務時間等に関する規程（平成十九年佐賀県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

第一条中「勤務する」を「勤務する職員のうち、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年佐賀県条例第十八号。以下「条例」という。）第三条第二項本文の規定により勤務時間を割り振る」に改める。

第二条中「本庁に勤務する職員にあつては午前八時三十分から午後五時三十分までとし、本庁以外に勤務する職員にあつては」を削る。

第三条中「本庁に勤務する職員にあつては」及び「とし、本庁以外に勤務する職員にあつては午後零時十五分から午後一時まで」を削る。

第四条を次のように改める。

（早出遅出勤務時間）

第四条 条例第七条第一項に規定する早出遅出勤務を行う職員の勤務時間につ

いては、第二条の規定にかかわらず、次に掲げる勤務時間のいずれかとする。

- 一 午前七時三十分から午後四時十五分まで
- 二 午前八時から午後四時四十五分まで
- 三 午前九時から午後五時四十五分まで
- 四 午前九時三十分から午後六時十五分まで

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

●佐賀県教育委員会訓令甲第四号

本 庁

教 育 事 務 所

教育機関（学校を除く。）

佐賀県教育庁等職員安全衛生管理規程（平成六年佐賀県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

第三十条を第三十一条とし、第二十九条を第三十条とする。

第二十八条第一項中「第二十六条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条第二項中「第二十六条第二項」を「第二十七条第二項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十七条を第二十八条とし、第十五条から第二十六条までを一条ずつ繰り下げ、第十四条の次に次の一条を加える。

（連絡協議会）

第十五条 教育庁等職員安全衛生管理体制の整備及び活動の活性化を促進するため、教育委員会に教育庁等職員安全衛生管理連絡協議会を置く。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

●佐賀県教育委員会訓令甲第五号

県立学校

佐賀県立学校職員安全衛生管理規程（平成十一年佐賀県教育委員会訓令甲第

一号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

第七条第二項中「学校保健法」を「学校保健安全法」に、「第十六条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十一年三月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社